

※下線付きは加筆・修正した箇所
(波線付きは強調)

ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備 基本構想

平成 30 年 11 月

兵 庫 県

目 次

序章 検討の背景と目的	1
1 スポーツ振興の重要性	1
2 検討の背景と目的	1
3 関連計画における障害者スポーツ振興の位置付け	1
(1) 兵庫県スポーツ推進計画における位置付け	1
(2) ひょうご障害者福祉計画における位置付け	3
第1章 障害者スポーツ交流館の現状と課題	4
1 県内の障害者スポーツ施設の現状	4
(1) 県域を対象とした中核拠点施設	4
(2) 市町域を対象とした地域拠点施設	4
2 <u>全国</u> の障害者スポーツ施設の現状	6
3 障害者スポーツ交流館の現状と課題	8
(1) 障害者スポーツ交流館の現状	8
(2) 障害者スポーツ交流館の課題	12
第2章 ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備の基本的な考え方 . . 17	
1 基本方針	17
2 整備場所	18
(1) 所在地	18
(2) 敷地面積	18
(3) 主な建築規制	18
(4) 整備場所の妥当性	18
3 役割	19
(1) 障害者スポーツ交流館との役割分担	19
(2) 全県的な中核拠点施設としての役割	19
4 施設の内容、規模、附帯設備	20
(1) 整備する競技施設等の検討	20
(2) 施設の内容、規模、附帯設備	23
5 運営、利活用	27
(1) 運営	27
(2) 利活用	28
6 整備スケジュール(想定)	29
7 その他、整備にあたって配慮すべき事項	30

参考資料

ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備基本構想検討委員会設置要綱 . .	31
--	----

序章 検討の背景と目的

1 スポーツ振興の重要性

スポーツは、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという心身の健康の保持増進や体力の向上とともに、自らの個性や能力を発揮し自己実現や社会参加を図る場として、生活の質の向上に重要な役割を果たすものである。

障害の有無等に関わりなく、全ての人々が持つ力を発揮して活動することができるユニバーサル社会の実現を目指す兵庫県において、多くの県民にスポーツに参加する機会を提供することは極めて重要である。

2 検討の背景と目的

東京 2020 パラリンピック競技大会やワールドマスターズゲームズ 2021 関西を目前に控え、障害者スポーツへの関心が高まっている。この関心の高まりを捉え、障害者スポーツのさらなる振興に繋げていくことが期待される。

平成 25 年度に延べ約 7,700 人であった兵庫県内の障害者スポーツ大会への参加人数は、大会数が増加していることもあり、平成 29 年度には延べ約 26,900 人と 3 倍以上になっており、近年、障害者スポーツが活発化していることが窺える。

このような状況の中、障害者スポーツの全県的な中核拠点施設である兵庫県立障害者スポーツ交流館（神戸市西区）に隣接する福祉施設の移転が計画されている。これを契機に、障害者スポーツのさらなる振興を目的として、当該福祉施設の跡地における「ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）」（以下「新施設」という。）の整備について検討する。

3 関連計画における障害者スポーツ振興の位置付け

（1）兵庫県スポーツ推進計画における位置付け

兵庫県では、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」として策定された「兵庫県スポーツ推進計画」（計画期間：平成 24～33 年度）において、「全ての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う兵庫のスポーツ文化を確立し、一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会『スポーツ立県ひょうご』を実現する」ことを基本理念に掲げ、「障害のある人が、スポーツを通じて、自らの能力を最大限に発揮し、個性豊かに生きることができるユニバーサル社会」の実現を目指している。

◆兵庫県スポーツ推進計画（平成 24 年 12 月 兵庫県教育委員会）（抜粋）

第 3 部 兵庫のスポーツ推進の目指す姿

1 基本理念

全ての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、
共に支え合う兵庫のスポーツ文化の確立



一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会『スポーツ立県ひょうご』の実現

2 スポーツ推進施策の重点目標

基本理念を実現するためのスポーツ施策の5つの柱（5つの重点目標）を定め、それぞれについての基本的認識や目指すべき方向を示す。

重点目標4：障害のある人のスポーツ参加者の増加

障害のある人が、スポーツを通じて、自らの能力を最大限に発揮し、個性豊かに生きることができるユニバーサル社会の実現を目指す。

(1) 障害者スポーツのすそ野拡大

(2) 障害者スポーツを支える施設環境の整備

障害者スポーツに取り組む人が、それぞれの目的や目標に応じて、より積極的に取り組むためには、ニーズに応じた施設環境の整備が求められる。

本県では、障害者スポーツ推進の中核拠点として、県立障害者スポーツ交流館（神戸市西区）及び県立ふれあいスポーツ交流館（たつの市）を運営している。平成23年度の施設稼働率はそれぞれ97.3%、80.4%で、両施設とも稼働率が高く、すそ野の拡大に伴う新たな需要に応えることが難しい状況となっている。

地域スポーツ施設の現状として、「施設管理上の問題から一部競技での利用が認められない」、「障害者スポーツ用備品の未整備等により特定の競技での利用ができない」、「車いす使用者が利用可能な駐車区画やトイレなど施設のバリアフリー化が、障害のある人のニーズに十分に答えられていない」など、施設におけるハード面での課題がある。

また、このような理由により、やむなく県外等の遠方施設を利用しているなどの現状もある。

こうしたことから、身近な地域で障害のある人がスポーツ活動に取り組める環境は十分とは言えず、一層の障害者スポーツの活性化のためには、これらの課題に対応した活動拠点の確保を図るための方策が必要である。

(3) 障害者スポーツ選手の育成・強化

(4) 障害者スポーツへの理解向上

以上の基本的認識に立って、以下の目指すべき方向に沿って、スポーツ施策の重点目標の実現を図る。

- 障害のある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、地域活動拠点の増加と市町における障害者スポーツ振興組織づくりを推進する。
- 障害のある人のスポーツ活動の活性化に向け、新たな中核拠点の整備や、競技・圏域毎の活動拠点確保に向けた既存施設の改修の支援などの取組を推進する。
- 障害のある人がスポーツへの参加機会の拡大や競技力向上を図るため、学校、「SC21 ひょうご」、競技団体、企業等による支援の強化を図る。
- 障害のある人が障害の状態や目標などに応じてスポーツに取り組めるよう、指導者の確保とその活動の促進を図る。
- 障害者スポーツ選手の育成・強化に向け、競技団体の設立の促進及び組織強化を図る。
- 障害者スポーツへの県民理解の促進を図るため、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことができる障害者スポーツ大会等を実施する。
- 県民理解の促進と選手育成・強化を図るため、トップアスリート等の活用を図る。

(2) ひょうご障害者福祉計画における位置付け

兵庫県では、障害者基本法に基づく「都道府県障害者基本計画」及び障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」として一体的に策定された「ひょうご障害者福祉計画」（計画期間：平成 27～32 年度）において、「障害のある人が、自分が興味を持つ地域活動に進んで参加することができる社会」を理想像に掲げ、「障害のある人の交流活動を促進し、芸術文化やスポーツ、ツーリズム（観光行動）を満喫できる支援体制の構築」の実現を目指している。

◆ひょうご障害者福祉計画（平成 27 年 3 月 兵庫県）（抜粋）

第 3 章 各分野における取組

第 2 節 教育・社会参加分野

1 めざすべき理想像と本計画で実現したいこと

(1) めざすべき理想像

障害のある人が年齢や能力・特性に応じた十分な教育を受け、自分が興味を持つ地域活動に進んで参加することができる社会

(2) 本計画で実現したいこと

④ 障害のある人の交流活動を促進し、芸術文化やスポーツ、ツーリズム（観光行動）を満喫できる支援体制の構築

2 教育・社会参加分野で関連する施策

[政策] 芸術文化・スポーツ活動の支援

② 障害者スポーツの振興を通じて、障害のある人とともにスポーツを楽しむことができる環境をつくれます。

（○：2020 年にめざす施策、●：今後さらに検討を深めていく施策）

○トップアスリート（一流の運動選手）志向層とスポーツ参加志向層のそれぞれに対応したピラミッド（階層構造）型の支援体制の確立

○障害者スポーツ拠点（障害者スポーツ交流館等）の全県展開

○スポーツ競技場等のバリアフリー化の推進

○全国障害者スポーツ大会等への選手の派遣

○兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会や車いすマラソン大会等の開催

○パラリンピック出場選手等による講演活動や障害者スポーツの振興に対する支援

○講習会や研修会の開催等を通じた障害者スポーツ指導員の養成・派遣

○特別支援学校の児童生徒や福祉施設利用者等に対するスポーツ実施機会の提供

○社会福祉協議会や福祉センター等障害者スポーツに取り組む職員等に対する講習会の充実

○スポーツクラブ 21 ひょうごにおける障害者スポーツの取組の推進

○障害者スポーツの場としての特別支援学校等の活用

●障害のある人とともに取り組むことができる新規スポーツプログラム（計画）の開発

第1章 障害者スポーツ交流館の現状と課題

1 県内の障害者スポーツ施設の現状

利用予約の受付開始日を健常者よりも早めに設定したり、障害者専用の曜日や時間を設けたりしている障害者優先のスポーツ施設は以下のとおりである。

「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究報告書」（平成24年度文部科学省委託調査）、「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2015」（笹川スポーツ財団）、「ひょうご障害者スポーツサイト」（障害者スポーツネットひょうご）等をもとに作成

（1）県域を対象とした中核拠点施設

No.	施設名	所在地	体育館	屋内温水プール	トレーニング室	会議室	その他
1	県立障害者スポーツ交流館	神戸市西区	1,393 m ² (バスケット2面)	—	168 m ²	—	クライミングボード等
2	県立ふれあいスポーツ交流館	たつの市	1,235 m ² (バスケット2面)	25m×6コース	111 m ²	—	

（2）市町域を対象とした地域拠点施設

No.	施設名	所在地	体育館	屋内温水プール	トレーニング室	会議室	その他
1	神戸市立王子スポーツセンター	神戸市灘区	身障者用 502 m ²	—	164 m ²	有	テニスコート等
2	神戸市立市民福祉スポーツセンター	神戸市中央区	758 m ²	25m×6コース	141 m ²	有	
3	しあわせの村	神戸市北区	2,150 m ²	25m×6コース	240 m ²	有	アーチェリー場 ローンボウルス場 テニスコート等
4	尼崎市立身体障害者福祉センター	尼崎市	252 m ²	—	—	有	
5	西宮市総合福祉センター	西宮市	516 m ²	25m×6コース	88 m ²	有	
6	芦屋市保健福祉センター	芦屋市	296 m ²	15m×7m	—	有	
7	伊丹市立障害者福祉センター	伊丹市	(大集会室)	15m×8m	—	有	
8	明石市立総合福祉センター	明石市	375 m ²	15m×4コース	—	有	
9	姫路市立障害者体育館	姫路市	416 m ²	—	—	—	
10	立雲の郷(朝来市健康・福祉拠点施設)	朝来市	(スタジオ)	—	200 m ²	有	

(出典) 各施設のホームページ等をもとに作成

(参考) 特別支援学校等の開放

平成27年度から、公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会が、県内の特別支援学校や大学、企業等と、障害者への体育施設（体育館及びグラウンド）の開放に関する協定を締結し、障害者へスポーツができる環境を提供している。（施設開放団体数：78団体（H29年度末時点）、H29年度施設利用実績：102回）

<県内の障害者スポーツ施設の分布>



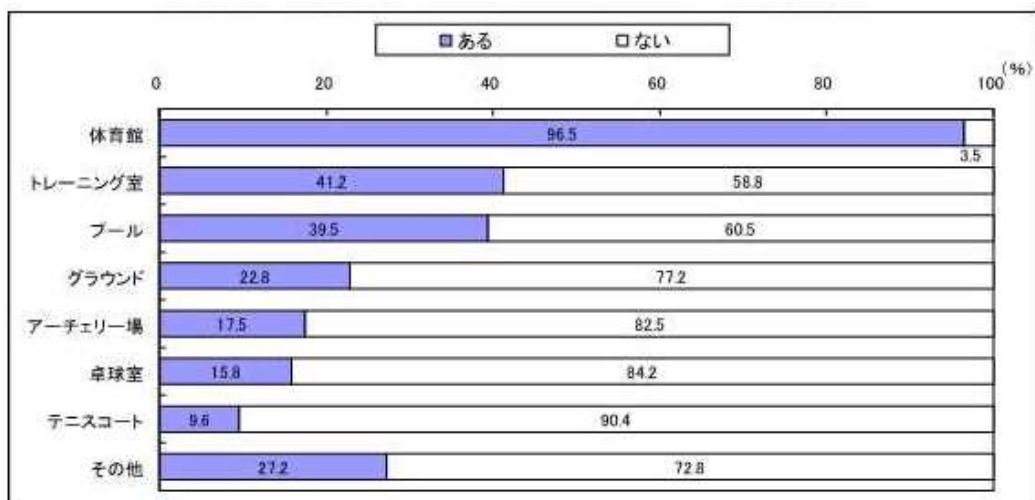
(出典) ひょうご障害者スポーツサイト

2 全国の障害者スポーツ施設の現状

平成 24 年度文部科学省委託調査によると、全国の障害者スポーツ施設の件数は 114 件（国 1 件、都道府県 45 件、市町村 68 件）（平成 24 年度時点）で、これらの施設が備えている施設は、多い順に、体育館、トレーニング室、プール、グラウンド、アーチェリー場、卓球室、テニスコートとなっている。

人口の多い都道府県の障害者スポーツ施設においては、用地の制約を受ける屋外施設（グラウンド、アーチェリー場、テニスコート）を除き、これらの施設を概ね全て備えており、これらに加えてボウリング室等を備える障害者スポーツ施設もある。

＜障害者スポーツ施設に付帯する施設＞（N=114：複数回答）



（出典）「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究報告書」（平成 24 年度文部科学省委託調査）

<全国の主な障害者スポーツ施設の内容>

No.	施設名	体育館	トレーニング室	プール (屋内温水)	グラウンド	アーチェリー場	卓球室 STT 室※	テニスコート	その他
1	元気フィールド仙台	バスケット2面等 (1,997 m ²) (1,103 m ²)	223 m ²	25m× 5コース	有	最長 50m ×10 的	STT1 台	—	ボウリング室
2	群馬県立ふれあいスポーツプラザ	バスケット1面 (744 m ²)	136 m ²	25m× 5コース	有	最長 70m ×12 的	STT1 台	2面	
3	東京都障害者総合スポーツセンター	バスケット1面 (746 m ²)	有	25m× 6コース	有	最長 70m	一般3台 STT1 台	2面	
4	横浜市立障害者スポーツ文化センター (横浜ラポール)	バスケット2面等 (約1,500 m ²) (約290 m ²)	210 m ²	25m× 6コース	有	最長 50m ×8 的 (屋内)	STT2 台	1面	ボウリング室
5	新潟県障害者交流センター (新潟ふれ愛プラザ)	バスケット1面	有	25m× 5コース	—	—	STT1 台	—	
6	名古屋市障害者スポーツセンター	バスケット1面	有	25m× 6コース	—	—	一般4台 STT3 台	—	
7	京都市障害者スポーツセンター	バスケット2面 (1,279 m ²)	103 m ²	25m× 6コース	—	最長 30m ×4 的 (屋内)	一般4台 STT1 台	—	
8	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アミティ舞洲)	バスケット2面	178 m ²	25m× 8コース	有	最長 50m ×4 的	一般3台 STT2 台	—	ボウリング室
9	広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター (おりづる)	バスケット1面 (899 m ²)	144 m ²	25m× 6コース	有	—	一般1台 STT1 台	—	
10	徳島県立障害者交流プラザ 障害者スポーツセンター	バスケット1面	有	25m× 6コース	—	—	有	—	
11	クローバープラザ(福岡県)	バスケット1面	109 m ²	25m× 6コース	有	最長 50m ×6 的	一般3台 STT1 台	—	
12	ナショナルトレーニングセンター拡充棟 (建設中)	約3,900 m ² 約1,000 m ² 約1,000 m ²	(既設)	50m× 10コース	(既設)	12 的	24~28 台	(既設)	射撃施設 フェンシング施設

※「STT 室」はサウンドテーブルテニス室を示す。

(出典) 各施設のホームページ等をもとに作成

3 障害者スポーツ交流館の現状と課題

(1) 障害者スポーツ交流館の現状

障害者スポーツ交流館は、県立総合リハビリテーションセンター内(神戸市西区)にある障害者スポーツ施設であり、障害者が普通のくらしや社会生活を送れるようにする社会リハビリテーションの役割を担っている。



(出典) 総合リハビリテーションセンターのホームページ

① 施設の概要

- a 所在地 : 神戸市西区曙町 1185-1
- b 構造 : 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 3階建
- c 延床面積 : 5,004.51 m²
- d 整備費 : 約10億円
- e 開設 : 平成18年5月1日
- f 施設内容
 - ・ アリーナ (1,393 m²)

実施できる主なスポーツ		コート数
バスケットボール	バスケットボール	2面
	車いすバスケットボール	
	車いすツインバスケットボール	
バレーボール	バレーボール (6人制)	2面
	ローリングバレーボール	
	聴覚バレーボール	
	シッティングバレーボール	4面
	ふうせんバレーボール	6面
	バレーボール (9人制・男子)	2面
バドミントン		6面
テニス	硬式テニス	2面
	車いすテニス	
	軟式テニス	
	ブラインドテニス	6面
サッカー	電動車いすサッカー	2面
	脳性麻痺7人制サッカー	1面
	ブラインドサッカー	1面
	フットサル	1面
ボッチャ		8面
ローンボウルズ		1面
卓球	卓球	24台
	卓球バレー	
	サウンドテーブルテニス	5台
フライングディスク	アキュラシー	ゴール11台
	ディスタンス	—
ダンス		—

- ・ トレーニング室 (168 m²)
- ・ クライミングボード、ツリーイング
- g 運営形態 : 指定管理者 (社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団)
- h 運営体制 : 各日3～6名 (時間帯による)
- i 運営費 : 年間約44百万円 (人件費34百万円、維持管理費10百万円)
 - ※使用料収入 : 年間約5百万円
- j 開館 : 9:00～21:00

- k 休館日：月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始 12/29～1/3
- l 使用料：アリーナ (半面・3時間専用利用の場合)
 …5,100～8,200 円(障害者 1,300～2,100 円)
 トレーニング室…1 人 1 回 300 円(障害者 150 円)

<施設見取り図>

1F
 エントランスホール
 エレベーター (2機)
 駐車場

2F
 アリーナ
 ツリーイング
 更衣室
 コインロッカー
 シャワー室
 介護者同伴更衣室
 受付・事務室

3F
 観覧スタンド
 クライミングボード
 トレーニング室
 授乳室

駐車場
 駐車出入口高さ制限 2.3m

アリーナ

トレーニングルーム
 フリークライミング
 ツリーイング

② 全県的な中核拠点施設としての役割

概ね1つの市町域を対象とした地域拠点施設が、地域で継続してスポーツに取り組める環境を提供し、スポーツへの参加者を拡大することを主な役割としているのに対し、全県的な中核拠点施設においては、地域拠点施設の役割に加えて、以下のa～cの3つの役割が求められる。

兵庫県内においては、県立障害者スポーツ交流館（神戸市西区）が県東部の中核拠点施設として、県立ふれあいスポーツ交流館（たつの市）が県西部の中核拠点施設として、その役割を担っている。

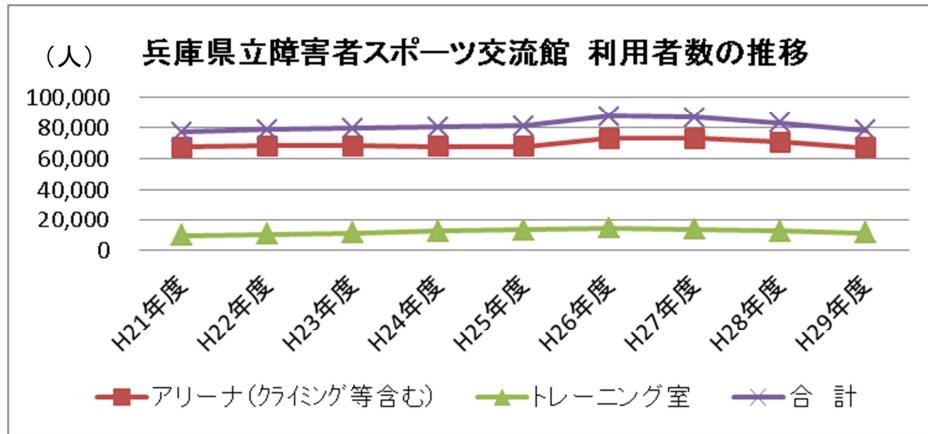
- a 選手にとって活動の目標となるような全県的なスポーツ大会を開催し、障害者スポーツの魅力を県内全域に発信していく。

- b 先進的な取組を実施し、その成果を研修・講習等を通じて地域の取組に波及させていく。
- c 利用者相互の交流を育むことで情報の交換・発信の場となり、県内の様々な取組を結び付けていく。

③ 利用状況

年間約 8 万人(1 日平均約 270 人)が利用している。アリーナの稼働率は 98.3% (直近 3 カ年平均) と高く飽和状態となっている。

・ 利用者数



(単位:人)

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
アリーナ(クライミング等含む)	67,075	67,871	68,005	67,646	67,661	72,818	72,738	70,530	66,732
トレーニング室	9,832	10,629	11,246	12,407	13,113	14,628	13,580	12,415	11,372
合計	76,907	78,500	79,251	80,053	80,774	87,446	86,318	82,945	78,104

※利用者数は、午前・午後・夜間区切りでの延べ数。(例：同じ人が午前と午後を通して利用した場合は 2 人と計算)

・ アリーナの稼働率

H27年度	H28年度	H29年度
97.5%	99.2%	98.2%

※稼働率は「2面×3コ(午前・午後・夜間)×開館日数」を 100 として計算

④ スポーツ大会の開催状況 (H29 年度実績：53 事業)

車いすバスケットボールやローリングバレーボール、卓球、ボッチャなどさまざまな競技の県大会をはじめ、近畿大会や全国大会も実施されている。

⑤ スポーツ教室の実施状況 (H29 年度実績：延べ 146 教室)

卓球教室やサウンドテーブルテニス教室、電動車いすサッカー教室、フリークライミング教室など多種多様なスポーツ教室を実施している。

(2) 障害者スポーツ交流館の課題

① 障害者スポーツ競技団体へのアンケート結果

a アンケートの概要

- ・ 期 間 平成 30 年 6 月 29 日～7 月 17 日
- ・ 対 象 (公財)兵庫県障害者スポーツ協会認定の競技団体 (30 団体)
- ・ 設 問 ・総合リハビリセンター内で新たに整備を希望する施設・設備
・上記の施設・設備の整備を希望する理由 等
- ・ 回収率 63% (19 団体/30 団体)

b アンケートの結果

No.	希望する施設・設備	規模・数量	理 由
1	体育館 (アリーナ)	車いすバスケットボールコート 2 面程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすバスケット可の体育館が少ない。 ・ 障害者スポーツ交流館を含め、予約が取りにくい。
		バドミントンコート 6 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツ交流館は、アリーナの予約が埋まっている場合が多く、1 年分ほど既に予約されているように感じる。現状、土日や平日夜間にバドミントンコートを利用しにくい状況。
		フットサルコート 1 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツ交流館は、なかなか予約が取れない。
2	観客席	段差のある観客席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツ交流館は、3 階にいくらかベンチがあるだけで多くの観客に観てもらえる環境ではない。障害者スポーツの振興には、観てもらえる・魅せることも大事。
3	卓球専用の練習施設 (部屋)	8 台程度 (一般卓球台 6 台) (STT 卓球台 2 台)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者だけで練習する場合の準備に手助けがいない。 ・ 設置中の卓球台の転倒による怪我を防ぐことができる。
4	温水プール	25m×6 コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県東部に、県立の障害者用プールがない。
		25m×8 コース 水深 1.4m 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神地区及び神戸地区に県立の障害者利用可のバリアフリーの温水プールがない。
		25m×8 コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニングのため。 ・ 6 コースだと団体利用や視覚障害者の利用で専用コースとなった際に泳げるコースがかなり少なくなるため 8 コースを希望。
5	アーチェリー場	最長 70m×7 的程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす対応の広さや、体温調節ができない障害者のための日除けやミスト噴霧装置等を備えた施設が必要。

No.	希望する施設・設備	規模・数量	理由
6	サッカーグラウンド、フットサルコート	フットサルコート2面程度	・屋外でサッカーの練習がしたい。
		サッカーグラウンドまたはフットサルコート1面(60m×110m)	・障害者専用のサッカーコートがなくフルコートのグラウンド使用がなかなかできない。
7	テニスコート	できれば2面	・総合リハセンターで練習を行うことで競技人口を増やすことができる。 ・トレーニング等と合わせて使うこともできる。
8	ローンボウルズ場	1面(35m×40m) ※室内または屋上で屋根付き。	・現在、障害者がローンボウルズを楽しめるのは明石公園内のローンボウルズ場のみ。しかし、公園内に車の乗り入れが出来ないため、障害者だけでは困難。また、屋外のため天候に左右される。
9	野球グラウンド	1面	・障害者にとって安全で低料金の施設がなく、球場は高野連や大学、市民団体と競合して取れない。
10	陸上グラウンド	フィールド 投てき台 数台	・フィールド種目の練習場所が少ない。
		トラック 3～4レーン	・400mないし100mの直線だとトラックがなかなか利用できない。
11	会議室、研修室	30人×3部屋	・スポーツ実施場所と同じ場所に研修・講習等を行うスペースが必要。
		15人程度	・小グループミーティングや審判等控室(大会等開催時)のために必要。
		複数	・障害者スポーツの振興には、様々な相手との密な連携、コミュニケーションが大事であるが、障害者スポーツ交流館には会議室がない。
12	喫茶等軽食スペース	30人程度が座れる椅子・テーブル	・スポーツ実施・講習等終了後に語り合うスペースが必要。
13	宿泊施設	20人以上	・1泊2日の合宿等を総合リハセンターで実施したい時、宿泊施設があれば便利。
14	宿泊施設とシャトルバス	100人程度	・大会開催や合宿所としても利用できるため。

② 障害者スポーツ交流館の設置者・運営者としての課題

障害者スポーツ交流館の設置者・運営者としての課題を以下に示す。

No.	競技施設等	設置者・運営者としての課題
1	アリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナの稼働率が 98.3%（直近3ヵ年平均）と高く、利用予約がとりにくい状況となっており、障害者へスポーツに親しむ機会を十分に提供できていない。 ※平成27年度から（公財）兵庫県障害者スポーツ協会と県内特別支援学校等との体育施設の開放に関する協定を活用しているが、依然として交流館の需要は高い。 ※近隣施設（明石中央体育会館や神戸市立西体育館等）を紹介することもあるが、構造面での障害者の利用しづらさの問題があり、また、近隣施設の需要も高いことから予約をとるのが難しい。
2	卓球室	<ul style="list-style-type: none"> ・卓球をする際は、アリーナの器具庫から卓球台を出して、アリーナで実施しているが、障害者による卓球台の出し入れは転倒事故の恐れがあり危険である。 ※障害者スポーツ交流館内に卓球室を設けることも考えられるがスペースがない。 ・球の中の金属粒の音を頼りに打ち合うサウンドテーブルテニスにおいては静かな場所が求められるが、防音設備が施されたスペースがない。 ※障害者スポーツ交流館内に卓球室を設けることも考えられるがスペースがない。
3	トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・筋力等を測定できる設備や、専門家による健康相談・トレーニング指導を求める声がある。 ・障害者の身体機能の維持や、リハビリテーション中央病院で治療を終えたアスリートの復帰をサポートするスポーツトレーナーが求められている。
4	温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳を通じた社会参加や水中運動によるリハビリ効果の観点から温水プールのニーズがある。 ・県内の中核拠点施設として、プールにおける取組のモデルを地域に示すことが望まれる。 ※家族などの異性でも利用できる介助者同伴更衣室があり、障害者専用の時間やコース貸切制が設けられている障害者が利用しやすいプールが近隣にない。
5	アーチェリー場	<ul style="list-style-type: none"> ・アーチェリー場のニーズが高く、障害者スポーツ交流館の観覧スペースに仮設の練習場を設けて練習しており、安全面で問題がある。

No.	競技施設等	設置者・運営者としての課題
6	会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツ交流館には会議室がないことから、障害者スポーツ団体等の会議や打合せ、文化活動などのための会議室が求められている。 ・ 車いすバスケットボールの大会が年間6回程度開催されているが、各参加チーム(12チーム程度)の生活用車いす(※)や荷物を置いておくチームの控室(会議室等)がなく円滑な大会運営に支障をきたしている。 <p>※競技をする際には生活用車いすからバスケット用車いすに乗り換える。</p>
7	資料展示室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツの振興には競技の紹介や県内パラリンピアンの実績・メダルの紹介などの情報発信が有効であるが、県内に障害者スポーツに関する展示や情報発信、貴重な資料の保存をするためのスペースがない。

第2章 ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備の基本的な考え方

1 基本方針

- ① ユニバーサルデザインを施し、誰もが利用しやすい施設とする。
 - ・視覚障害者や聴覚障害者が音声や文字情報を得られるよう Wi-Fi(ワイファイ)を整備
 - ・傘をさせない車いす使用者が雨天時でも利用しやすいよう屋内駐車場を整備
 - ・家族などの異性でも利用できる介助者同伴更衣室を整備 等
- ② 障害者スポーツの県内中核拠点である県立障害者スポーツ交流館との一体的な運営による相乗効果・相互補完により、中核拠点としての機能の充実を図る。
 - ・交流館とトレーニングセンターを渡り廊下で繋ぎ一体的に運営
 - ・県大会等の開催に対応した観覧スペースを設け、中核拠点としての機能を充実
 - ・県内パラリンピアン等のメダル等の展示や競技の紹介を行い、障害者スポーツを普及 等
- ③ 県内の障害者スポーツ競技団体等のニーズに合った、多くの利用が見込まれる施設とする。
 - ・競技団体へのアンケートを踏まえた施設を整備
 - ・近隣府県の施設においてニーズの高い施設（卓球室、温水プール）を整備 等
- ④ しあわせの村などの他のスポーツ施設等と連携し、役割を分担して、障害者スポーツの振興や健康・長寿を支える施設環境を効率的に整備する。
 - ・競技団体へのアンケートでも整備希望のあったローンボウルズ場や野球場等の屋外施設については、近隣のしあわせの村等の施設を利用してもらい、屋内施設を中心に整備 等
- ⑤ 総合リハビリテーションセンター内の各機関や企業、大学等と連携し、パラアスリートの義足の開発や動作分析、リハビリテーション中央病院でスポーツ障害の治療体制が構築された上は、治療を終えたアスリートの復帰支援など、アスリートを総合的にサポートする施設とする。
 - ・健康・体力相談室を設け、スポーツトレーナーを配置
 - ・福祉のまちづくり研究所等と連携し、個々のパラアスリートのニーズに応じた義足等を開発・提供 等
- ⑥ 障害者間はもとより、障害者と健常者の交流の場となる施設とする。
 - ・資料展示室（兼談話室）や観覧スペースなど、障害者・健常者が障害者スポーツを知る場、交流のきっかけとなる場を整備
 - ・研修室など、ボランティア育成の場を整備
 - ・障害者と健常者の交流イベントを実施 等
- ⑦ 障害者の利用予約の受付開始日を健常者よりも早めに設定するなど障害者優先の施設とする。
 - ・健常者よりも数か月早く障害者の予約を受付 等

2 整備場所

(1) 所在地

神戸市西区曙町5、6、7、8、1215-1及び1337-1の一部（県有地）
（福祉施設移転後の跡地）

(2) 敷地面積

7,662.50 m²

(3) 主な建築規制

項目	内容	根拠法令
都市計画	都市計画区域	都市計画法
区域区分	市街化区域	
用途地域等	第1種中高層住居専用地域 建ぺい率60%、容積率200%	
高度地区	第3種高度地区 建築物の高さ20m以下	
文化財関係	「周知の埋蔵文化財包蔵地」非該当	文化財保護法

(4) 整備場所の妥当性

次のことから妥当な場所と考えられる。

- ① JR明石駅からバスで約10分、第二神明道路・玉津ICから車で約5分と交通の便がよい。
- ② 既存の県立障害者スポーツ交流館と併設し、障害者スポーツの拠点を一所に集中させることで利用者の利便性が高まる。
- ③ 総合リハビリテーションセンター内にあり、リハビリを必要とする障害者等が利用しやすい。

<位置図>



3 役割

(1) 障害者スポーツ交流館との役割分担

新施設には、第1章3(2)のアンケート結果等を踏まえて、複数の競技施設を整備し、スポーツ大会や練習の場として活用することが考えられる。

障害者スポーツ交流館は、新施設を補完する施設とし、主に練習の場として活用することが考えられる。

区分	新施設	障害者スポーツ交流館
競技施設	アリーナ（メイン） その他、複数の競技施設	アリーナ（サブ）
主な役割	スポーツ大会や練習の場として活用	新施設を補完する施設 主に練習の場として活用

(2) 全県的な中核拠点施設としての役割

第1章3(1)にも記述のとおり、障害者スポーツ交流館は、全県的な中核拠点施設として、次の3つの役割が求められている。

新施設は、障害者スポーツ交流館と一体的に、中核拠点施設としての役割を担う。

No.	全県的な中核拠点施設としての役割	新施設	障害者スポーツ交流館
1	選手にとって活動の目標となるような全県的なスポーツ大会を開催し、障害者スポーツの魅力を県内全域に発信していく。	◎	○
2	先進的な取組を実施し、その成果を研修・講習等を通じて地域の取組に波及させていく。	◎	○
3	利用者相互の交流を育むことで情報の交換・発信の場となり、県内の様々な取組を結び付けていく。	◎	○

4 施設の内容、規模、附属設備

(1) 整備する競技施設等の検討

第1章3(2)のアンケート結果等から、整備する競技施設等について検討する。

区分	整備施設候補	障害者スポーツ競技団体へのアンケート結果		障害者スポーツ交流館の設置者・運営者としての課題	近隣施設等の状況	整備の可否	規模及び考え方等	
競技施設等	アリーナ	車いすバスケットボールコート2面程度(交流館並み)	・車いすバスケ可の体育館が少ない。 ・障害者スポーツ交流館を含め、予約が取りにくい。	・稼働率が98.3%(直近3か年平均)と高く、利用予約が取りにくい状況となっており、障害者へスポーツに親しむ機会を十分に提供できていない。	・H27年度から兵庫県障害者スポーツ協会と県内特別支援学校等との体育施設の開放に関する協定を活用しているが、依然として交流館の需要は高い。 ・近隣施設(明石中央体育会館や神戸市立西体育館等)を紹介することもあるが、構造面での障害者の利用しづらさの問題があり、また、近隣施設の需要も高いことから予約をとるのが難しい。	○	バスケット2面	・障害者スポーツ交流館並み ・新施設を大会用、交流館を練習用とする。
		バドミントンコート6面(交流館並み)	・アリーナの予約が埋まっている場合が多く、1年分ほど既に予約されているように感じる。					
		フットサルコート1面(交流館並み)	・なかなか予約が取れない。					
	観覧スペース	段差のある観客席	・障害者スポーツの振興には、観てもらい・魅せることも大事。	—	・神戸市立市民福祉スポーツセンターの屋内プールでは、大会時等に、観覧スペースに持ち運び可能な段差のある観客席を設けている。	○	170㎡程度	・障害者スポーツ交流館並み ・固着型の観客席はスペースを有効利用できず、車いす利用者も利用しづらいことから、持ち運び可能な段差のある観客席とする。
	卓球室	8台程度(一般6台)(STT2台)	・障害者だけで練習準備が可能となる。 ・卓球台の転倒による怪我を防ぐことができる。	・卓球台常設の卓球室がなく、障害者が卓球台の出し入れをしており、転倒事故の恐れがある。 ・STTにおいては静かな場所が求められるが、防音設備が施されたスペースがない。	・県内に卓球台常設の障害者スポーツ施設はない。(明石市が卓球台2,3台常設の卓球室を整備予定(H31.4供用開始予定))	○	6台程度(一般4台)(STT2台)	・他県の事例並み
	トレーニング室(兼体力測定室)	—	—	・筋力等を測定できる設備や、専門家による健康相談・トレーニング指導を求める声がある。 ・障害者の身体機能の維持や、リハビリテーション中央病院で治療を終えたアスリートの復帰をサポートするスポーツトレーナーが求められている。	・県内に障害者向けのスポーツトレーナーが配置されている障害者スポーツ施設はない。	○	200㎡程度	・障害者スポーツ交流館168㎡からの移転・拡大
	健康・体力相談室	—	—	—	—	○	30㎡程度	・他県の事例並み

区分	整備施設候補	障害者スポーツ競技団体へのアンケート結果		障害者スポーツ交流館の設置者・運営者としての課題	近隣施設等の状況	整備の可否	規模及び考え方等		
競技施設等	屋内 温水プール	25m×6コース	・県東部に障害者が利用しやすい県立の温水プールがない。	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳を通じた社会参加や水中運動によるリハビリ効果の観点から温水プールのニーズがある。 ・県内の中核拠点施設として、プールにおける取組のモデルを地域に示すことが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族などの異性でも利用できる介助者同伴更衣室があり、障害者専用の時間やコース貸切制が設けられている障害者が利用しやすいプールが近隣にない。 	○	25m×6コース程度 幼児用プール ジャクジー	・ふれあいスポーツ交流館並み	
		25m×8コース 水深1.4m以上	・県東部に障害者が利用しやすい県立の温水プールがない。						
		25m×8コース	・トレーニングに利用。6コースだと団体利用等でコース貸切になった際に泳げるコースが少なくなるため8コースを希望。						
	屋外	アーチェリー場	最長70m×7的程度	・車いす対応の広さや、体温調節ができない障害者のための日除けやミスト噴霧装置など暑さ対策が施された施設が必要。	・アーチェリー場のニーズが高く、障害者スポーツ交流館の観覧スペースに仮設の練習場を設けて練習しており、安全面で問題がある。	しあわせの村 アーチェリー場 最長90m×全27的 (約0.6ha)	○	多目的運動場 (最長70mまたは50m×7的程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の制約により、屋内または屋上で兼用での整備が可能なものを整備 ・屋外施設については近隣のしあわせの村等を利用してもらう。
		サッカーグラウンド、フットサルコート	フットサルコート2面程度	・屋外でサッカーの練習がしたい。	-	しあわせの村 球技場 約2ha	○	多目的運動場 (フットサルコート(30m×15m程度)1面)	
			サッカーグラウンドまたはフットサルコート(110m×60m)1面	・障害者専用のサッカーグラウンドがなくフルコートのグラウンド使用がなかなかできない。					
		テニスコート	テニスコート(37m×19m)2面	<ul style="list-style-type: none"> ・総合リハセンターで練習を行うことで競技人口を増やすことができる。 ・トレーニング等と合わせて利用できる。 	-	しあわせの村 テニスコート 16面	×	-	
		ローンボウルズ場	全天候型のローンボウルズ場(40m×35m)1面	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンボウルズ場は県内に明石公園のみだが車の乗り入れができないため障害者だけの利用が困難。 ・しあわせの村にもあるがグリーンが重く使えない。 	-	しあわせの村 ローンボウルズ場 試合用コート(36m×36m)7面 練習用コート(36m×16m)3面	×	-	
	野球グラウンド	野球グラウンド1面	・安全で低料金の施設がなく、球場は他者との競合で予約が取れない。	-	神戸総合運動公園サブ球場 明石公園野球場	×	-		

区分	整備施設候補	障害者スポーツ競技団体へのアンケート結果		障害者スポーツ交流館の設置者・運営者としての課題	近隣施設等の状況	整備の可否	規模及び考え方等	
競技施設等	屋外 陸上グラウンド	フィールド 投てき台 数台	・フィールド種目の練習場所が少ない。	—	しあわせの村 多目的運動広場 天然芝生フィールド (トラック内側) 1.1ha 400mトラック 6コース	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の制約により、屋内または屋上で兼用での整備が可能なものを整備 ・屋外施設については近隣のしあわせの村等を利用してもらう。
		トラック 3～4レーン	・400mないし100mの直線だとトラックがなかなか利用できない。	—				
その他の施設	会議室、研修室	30人×3部屋程度	・研修・講習用に必要。	・競技団体等の会議や研修、文化活動、大会運営等のための会議室等が必要。	・ほとんどの障害者スポーツ施設に会議室がある。	○	4室程度 (50㎡×4程度)	・他県の事例並み
		15人×1部屋程度	・ミーティングや大会時の審判控室として必要。					
		複数	・障害者スポーツの振興には、様々な相手との密な連携、コミュニケーションが大事。					
	資料展示室 (兼談話室)	喫茶等軽食スペース(30人程度)	・スポーツ終了後に談話をするスペースが必要。	・障害者スポーツの振興のためには競技の紹介や県内パラリンピアンとの戦績・メダルの紹介などの情報発信が有効であるが、県内に障害者スポーツに関する展示や情報発信、貴重な資料の保存をするためのスペースがない。	・県内に障害者スポーツに関する展示や情報発信をする施設がない。	○	1室 (100㎡程度)	・他県の事例並み
宿泊施設、シャトルバス	20人以上	・合宿のため宿泊施設があると便利。	—	しあわせの村 宿泊施設あり	×	—	・競技施設や会議室を優先する。	
	100人程度	・大会開催や合宿としても利用できる。	—					

(2) 施設の内容、規模、附帯設備

(1)を踏まえた、施設全体の内容、規模、附帯設備を以下に示す。

室名	想定面積 (㎡)	規模の考え方等	参考事例 (㎡)				
			兵庫県立ふれあいスポーツ交流館 (RC平屋建)	兵庫県立障害者スポーツ交流館 (RC3階建)	A市立施設 (RC地上2階、地下1階建)	B市立施設 (RC6階建)	
アリーナ	アリーナ	1,400	バスケットボールコート2面。障害者スポーツ交流館並み	1,235 ※高さ13.0m	1,393 ※高さ13.5m	1,279	1,429
	器具庫	120	障害者スポーツ交流館並み	39	117	有	300
	控室	70	障害者スポーツ交流館並み。放送設備。2分割可	—	62	—	—
	観覧スペース	170	障害者スポーツ交流館並み	98	164	210	147
	ランニングスペース (兼管理用通路)	220	幅1.5m程度×アリーナ上層階内周。A市立施設並み	—	—	有	有
卓球室	180	一般台とSTT台(計6台程度)を設置。防音仕様。A市立施設並み。2分割可	—	—	178	136	
トレーニング室 (兼体力測定室)	200	障害者スポーツ交流館の1.2倍程度。交流館から移転。体力測定設備を導入	111	168	146	178	
健康・体力相談室	30	A市立施設並み。2分割可	—	—	30	有	
温水プール	温水プール	760	日本水泳連盟公認25m×6コース程度、幼児用プール、ジャグジー。ふれあいスポーツ交流館並み	757 ※高さ8.7m	—	796	1,067
	採暖室	20	ふれあいスポーツ交流館並み	12	—	有	有
	倉庫	10	ふれあいスポーツ交流館並み	5	—	有	有
	観覧スペース	100	ふれあいスポーツ交流館並み	(98,アリーナと共用)	—	120	有
多目的運動場	1,200	アーチェリー(最長70mまたは50m×7的程度)、フットサル(30m×15m程度)、クラミング等	—	—	190 ※アーチェリー 最長30m	(194) ※最長50m	
会議室	100	A市立施設の会議室と研修室の合計(199㎡)の1/2程度。2分割可	—	—	128	105	
研修室	100	同上	—	—	71	214	
資料展示室 (兼談話室)	100	A市立施設並み	—	—	95	有	
更衣室 (シャワー室含む)	360	両交流館の更衣室約180㎡(男子1、女子1、介助者同伴(リフト付)2)×2フロア	182	175	300	453	
便所	250	男子2、女子2、多機能4 障害者スポーツ交流館並み	98	244	309	227	
キッズルーム、授乳室	60	B市立施設並み	—	8 ※授乳室のみ	123	60	
救護室	40	A市立施設並み	—	—	43	有	
事務室、指導員室	70	障害者スポーツ交流館並み。放送設備	45	66	136	147	
機械室、電気室	950	全体の9%程度 (A市立施設並み)	185	182	610	1,220	
倉庫 (屋外から収納が可能なもの)	40	車両が横付けできて屋外から収納が可能なもの。ふれあいスポーツ交流館並み	(40)	—	—	—	
共用スペース	2,120	ホール、廊下、階段、エレベーター、風除室等	211	502	有	有	
屋内駐車場	1,630	雨天時に車いす使用者等が濡れないように整備。障害者スポーツ交流館並み	—	1,621	—	—	
屋外駐車場	(3,160)	敷地面積7,662㎡-想定建築面積4,500㎡	(有)	(有)	(有)	(有)	
スロープ	300	障害者スポーツ交流館並み	(29)	303	(有)	有	
渡り廊下	(390)	障害者スポーツ交流館から安全かつ円滑に移動できるように整備。地上と上空	—	(有)	—	—	
合計 (延床面積)	10,600	※屋内駐車場を除いた面積 8,970	2,978	5,005	6,995	14,374	

※ () 付きの数値は屋外等のため合計 (延床面積) に含まない。

※ 文部科学省の学校施設環境改善交付金 (地域スポーツセンター新改築) を活用する場合は、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備えている必要あり。

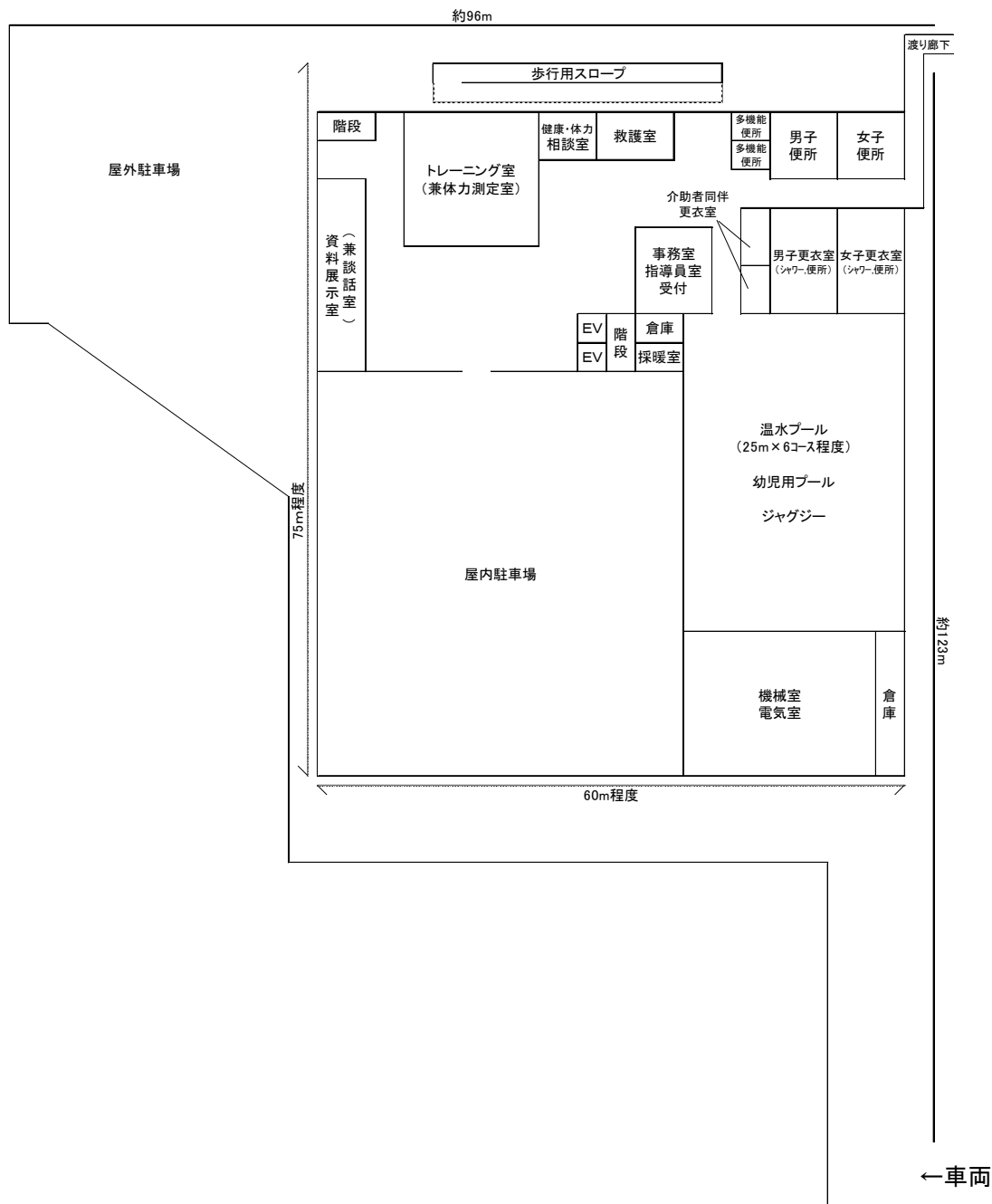
<各室の配置イメージ>

※あくまで基本構想段階のイメージであり、配置等は基本設計段階で検討する。

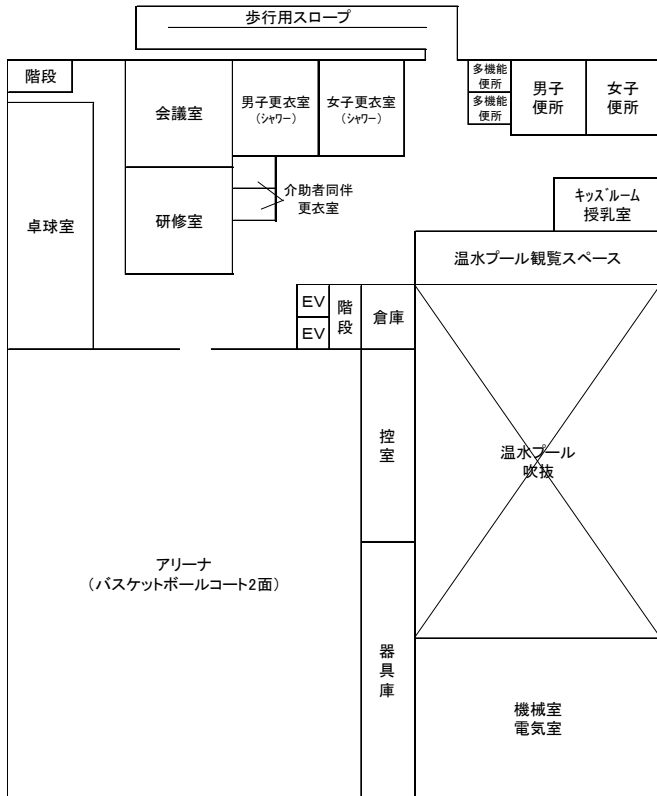
※主な建築条件

- ・高さ制限 20m 以下…一定の高さが必要なアリーナとプールを上下に設けることは不可
- ・建ぺい率 60%…建築面積を 4,597 m²以内とする必要あり

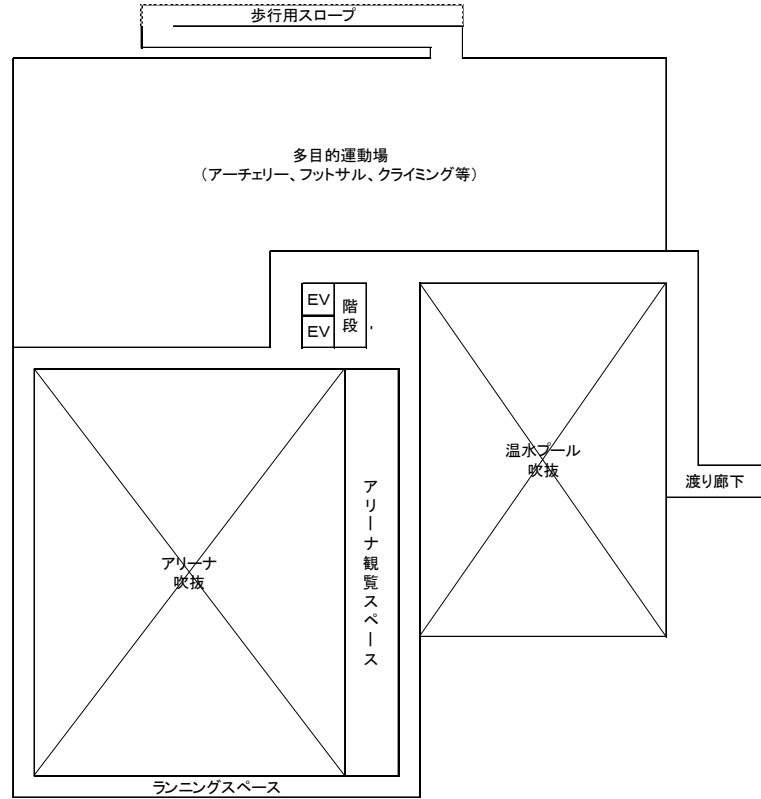
1 階



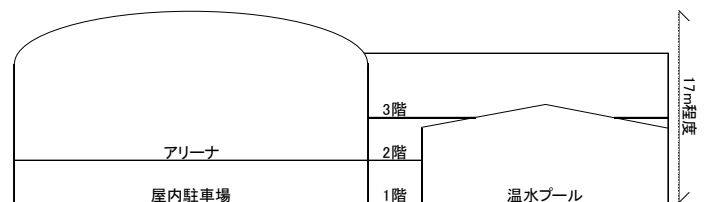
2階



3階



側面

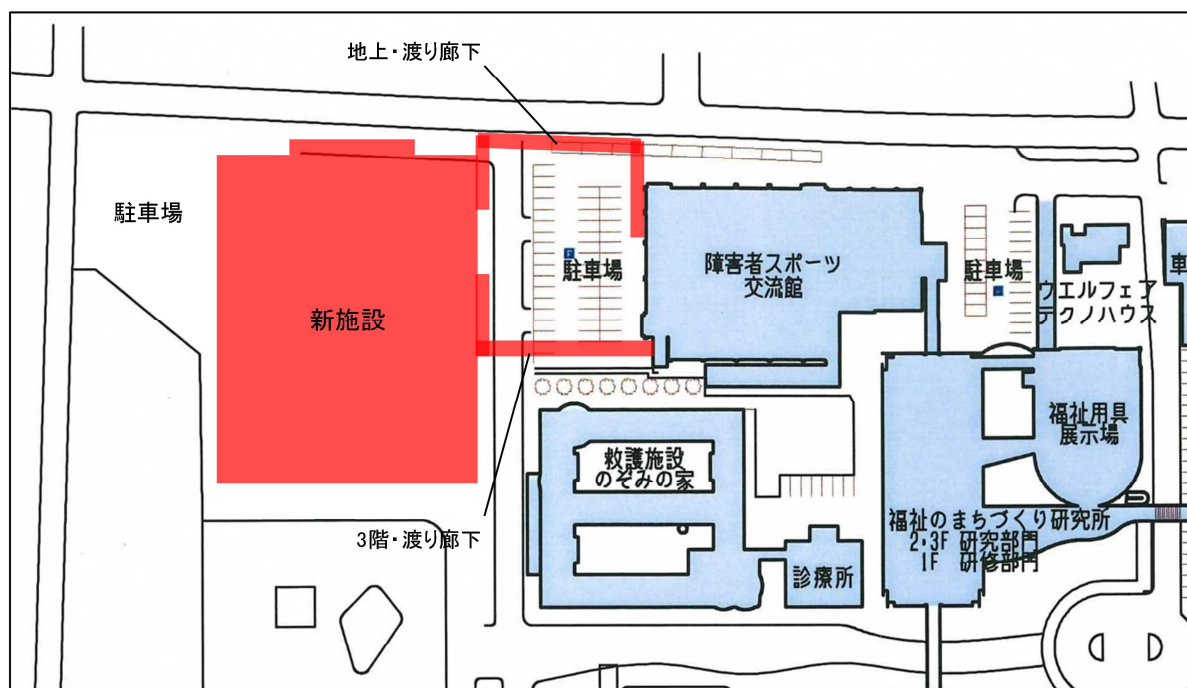


<障害者スポーツ交流館と新施設を繋ぐ渡り廊下のイメージ>

障害者スポーツ交流館と新施設の一体的な運営の観点から、雨天時でも車いす使用者等が、安全かつ円滑に交流館と新施設を行き来できるようにすることが求められる。

以上のことから、交流館と新施設のための地上や3階に渡り廊下を設けることが考えられる。

なお、交流館と新施設のための用地（現駐車場）に3、4階建の立体駐車場を整備することも検討したが、用途地域（第1種中高層住居専用地域）における屋内駐車場の建築制限により整備不可であった。



5 運営、利活用

(1) 運営

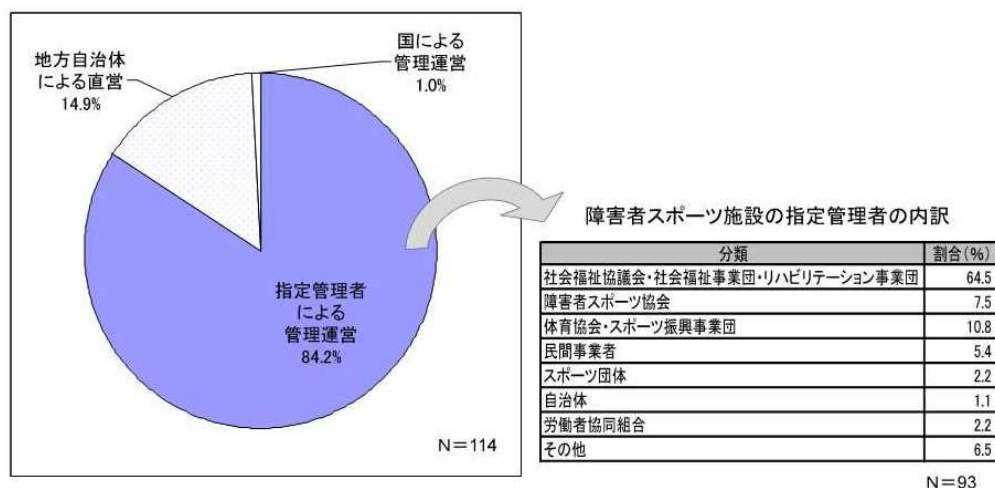
現在、県立障害スポーツ交流館及び県立ふれあいスポーツ交流館は、兵庫県から指定管理者の指定等を受けた社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団により、以下の基本理念に基づいて運営されている。

新施設については、障害者スポーツ交流館との一体的な運営による相乗効果・相互補完の観点から、障害者スポーツ交流館と同様、兵庫県社会福祉事業団を指定管理者に指定することを想定するが、スポーツ施設の運営ノウハウを有する外部団体の協力も得て、効果的・効率的な運営を図ることが期待される。

◆県立障害者スポーツ交流館及び県立ふれあいスポーツ交流館の運営に関する基本理念

- ・障害者等の競技スポーツ及びスポーツを通じたリハビリテーションの全県中核拠点施設として、県下の障害者等に対するスポーツの普及・振興を図ります。
- ・予防的リハビリテーションの取り組みや生涯スポーツの獲得支援を通じて、高齢者・障害者等の健康維持増進、自立及び社会参加の促進に寄与するなど、スポーツ及びリハビリテーションに係る専門的な知識と技術を提供します。
- ・スポーツを通じて、障害者等を含むすべての人々が「共に生きる」喜びと心の豊かさを分かち合うことができる交流の場を提供します。

(参考1) 障害者スポーツ施設の管理運営主体



(出典)「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究報告書」(平成24年度文部科学省委託調査)

(参考2) 県立ふれあいスポーツ交流館(※)の運営状況 ※体育館、温水プール、トレーニング室あり

- 運営主体 : 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
- 運営体制 : 体育指導員 各日4～5名
プール監視員 各日1～3名(時間帯による)
- 運営費 : 年間約65百万円(人件費34百万円、維持管理費31百万円)
※使用料収入 : 年間約4百万円

(2) 利活用

各施設の想定する利活用の方法を以下に示す。

No.	利活用の方法	新施設						交流館			
		アリーナ	卓球室	トレーニング室(兼体力測定室)	健康・体力相談室	温水プール	多目的運動場	会議室、研修室	資料展示室(兼談話室)	アリーナ	会議室
1	スポーツ大会・イベントの実施 ・日頃のスポーツへの取組の目標であり発表の場ともなるスポーツ大会等を開催し、継続的なスポーツへの参加のモチベーションを与える。	◎				○		◎		○	○
2	トレーニング・練習の場の提供 ・基礎体力や筋力の増強のためのトレーニングや、各種競技の練習の場を提供する。	○	◎	◎		◎	◎			◎	
3	健康増進プログラムの実施 ・総合リハビリテーションセンター関連施設の利用者をはじめ、県民に健康の維持増進のためのプログラムを提供する。	○		○		◎				◎	
4	スポーツ教室の実施 ・初心者を対象に様々な競技のスポーツ教室を開催し、スポーツへの参加を通じて障害者に「できる」喜び、障害者スポーツの魅力を伝えていく。	◎	◎			◎	◎			○	
5	クラブの育成・強化 ・障害者スポーツ競技団体に定期的な練習の場や交流の場を提供し、団体の自主的活動を支援し、障害者の社会参加・スポーツを通じた自己実現を支える。	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	研修・養成 ・障害者スポーツの指導に関心を持つ者を積極的に受け入れて育成に努める。							◎			◎
7	文化活動の場の提供 ・障害者の絵画や書道などの文化活動の場、作品展示の場を提供する。							◎	◎		◎
8	資料の展示・保存 ・障害者スポーツに関する展示や情報発信、貴重な資料の保存を行うとともに、情報交換の場を提供する。							◎			

6 整備スケジュール（想定）

想定される整備スケジュールを以下に示す。

区 分		2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)
福祉施設の移転	基本設計	⇒				
	実施設計		⇒			
	進入路・インフラ整備		⇒			
	建設工事		⇒			
	開設			◎		
	旧施設解体工事			⇒		
ひょうご障害者センター（仮称） ニングセンター	基本構想 (検討委員会の開催)	⇒ ◇		☆ 8/25～9/6 東京パラリンピック	☆ 5/14～30 ワールドマスターズ ゲームズ 関西	
	基本設計		⇒			
	実施設計		⇒			
	建設工事			⇒		
	備品整備				⇒	
	開設					●

※開発許可の要否等により、センターの開設時期が延びる場合あり。

7 その他、整備にあたって配慮すべき事項

上述のほか、新施設の整備にあたって配慮すべき事項を以下に示す。

No.	項目	内容
1	進入路	・車両が安全に進入できるよう、アクセスをきちんと検討する必要がある。
2	駐車場	・身障者駐車場に健常者が駐車する場合があるため、ハード面・ソフト面での対策が必要である。例えば、カードがなければ進入できないゲート付きの身障者専用の駐車場を設けることなどが考えられる。
3	渡り廊下	・新施設と交流館を繋ぐ渡り廊下は、車いす使用者が一人で移動できる構造である必要がある。
4	健康・体力相談室	・スポーツ栄養相談やドーピング防止教育も受けられるようにすることが望まれる。 ・開設時には名称の改善が望まれる。
5	温水プール	・スイミングキャップ等をレンタルできるスペースも考えておく必要がある。
6	会議室・研修室	・外から見える透明でオープンなデザインが望まれる。
7	施設の愛称	・短くて親しみやすい施設の愛称を募集することが望まれる。 ・子供を対象に募集することが考えられる。
8	<u>敷地内全面禁煙</u>	・ <u>受動喫煙防止条例を踏まえ、屋内には喫煙室を設けず全面禁煙にするとともに、呼吸器障害を持つ方などに配慮して、敷地内についても全面禁煙を申し合わせる。</u>
9	<u>障害者と健常者の交流</u>	・ <u>イベントなど一過性のものだけでなく、日常的に交流できる方法の検討が望まれる。</u>

参考資料

ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備基本構想検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）（以下「トレーニングセンター」という。）の整備に関する基本的な考え方を検討するため、ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）兵庫県立障害者スポーツ交流館の現状及び課題に関すること。
- （2）トレーニングセンターの基本方針（コンセプト）及び役割に関すること。
- （3）トレーニングセンターに設ける施設の内容、規模及び附帯設備に関すること。
- （4）トレーニングセンターの運用及び利活用に関すること。
- （5）その他、トレーニングセンターの整備に関し必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで組織する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員（有識者及び選手を除く。）及びオブザーバーは、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求めることができる。

（謝金）

第6条 委員及びオブザーバーが委員会の職務に従事したときは、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）に準拠して、委員長にあっては日額14,800円の謝金を支給し、委員長以外の委員及びオブザーバーにあっては日額12,000円の謝金を支給する。

- 2 前条第3項の代理人及び同条第4項の委員長が必要と認めた者が、会議に出席したときは、その者に対して、委員長以外の委員及びオブザーバーと同額の謝金を支給する。

（旅費）

第7条 委員及びオブザーバー、第5条第3項の代理人、同条第4項の委員長が必要と認めた者並びにこれらの者の介助者が、委員会の職務のために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県健康福祉部障害福祉局長が招集する。

別表（第3条関係）

<委員>

区分	氏名	役職等
有識者	金山 千広	立命館大学産業社会学部教授
	相良 二郎	神戸芸術工科大学プロダクト・インテリアデザイン学科教授
	野村 實	公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会副理事長
	山口 泰雄	神戸大学大学院名誉教授
選手	加藤 作子	シドニーパラリンピック競泳日本代表
	別所 キミエ	アテネ・北京・ロンドン・リオパラリンピック卓球日本代表
関係団体	東野 展也	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会専務理事
	蓬萊 和裕	一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会顧問
	増田 和茂	ひょうご障害者スポーツ指導者協議会会長
	涌波 和信	公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会副会長

<オブザーバー>

区分	氏名	役職等
関係団体	関 孝和	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団常務理事

<検討委員会の開催経過>

開催回	開催日	内容
第1回	平成30年6月26日(火)	・障害者スポーツ交流館の視察 ・基本構想の構成及び内容の検討
第2回	平成30年9月5日(水)	・基本構想案の検討

